

福警協第553号

令和5年12月8日

会員 各位

一般社団法人福岡県警備業協会

会長 折田 康德

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」について

謹啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素 当協会の運営につきましては、格別のご高配賜り厚く御礼申し上げます。

さて、内閣官房及び公正取引委員会では、令和5年11月29日、企業が取引先との交渉に応じず価格を据え置いた場合、独占禁止法に違反する可能性がある等が盛り込まれた「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（以下「指針」という）を公表（詳細は別添のとおり）しました。

とりわけ、「指針」におきましては、「ビルメンテナンス業及び警備業」は、最も労務費率が高く（62.7%）、労務費率が高い業種の受注者が価格転嫁できていない発注者の上位3業種として、「ビルメンテナンス業及び警備業」、「総合工事業」及び「不動産賃貸業・管理業」が公表されておりその概要資料を送付いたします。

謹白

（一社）福岡県警備業協会

総務部 小河、築地

TEL : 092-471-0300

FAX : 092-471-1904